

## 平成14年度

# 国民年金保険料の追納について



保険料の免除や、学生の納付特例を受けた人が、その後、保険料を納付することができるようになったときは、将来有利な年金を受けることができるように、免除および特例を受けた期間の保険料を後から納付してもよいことになっています。これを追納といいます。追納は、10年前の分までさかのぼって納付することができます。

この場合、追納する月は自由に選択できず、最も古い月の分から順次納付していただきます。

また、学生納付特例期間を優先して納付していただくこととなります。

### 平成14年度の保険料追納額

追納する期間	追納額(月額)
平成4年4月～平成5年3月 (10年を経過していない分に限る)	14,460円
平成5年4月～平成6年3月	14,850円
平成6年4月～平成7年3月	14,870円
平成7年4月～平成8年3月	14,860円
平成8年4月～平成9年3月	14,810円
平成9年4月～平成10年3月	14,600円
平成10年4月～平成11年3月	14,390円
平成11年4月～平成12年3月	13,830円
平成12年4月～平成13年3月	13,300円
平成13年4月～平成14年3月	13,300円

平成15年3月末までに追納する場合の額です。

### 追納してメリットはあるの？

保険料の免除制度には、全額免除と半額の保険料を免除する半額免除があります。老齢基礎年金の受給額を算定するときに、全額免除期間は保険料納付済期間の3分の1、半額免除期間は3分の2として計算されます。

また、学生納付特例期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、追納しなければ老齢基礎年金の受給額には反映されません。10年以内であれば追納でき、受給額を満額に近づけることができます。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 (27・8311)



無料相談

### 女性なんでも相談

対象 女性

相談内容 子育てに関する  
こと 法律に関すること(セ  
クハラ・離婚など法律的な問  
題) 一般(健康・家族・職  
場や近所での人間関係など)

相談日 子育て・一般/毎月  
第2火・土曜日 午後1時～  
3時 法律/毎月第2火曜日  
午後1時～4時・第4木曜  
日 午前9時～正午  
ところ 福祉文化会館(西町  
二丁目)  
予約受付 月/金曜日・午前  
8時30分～(先着順)  
申し込み先 企画課男女共同  
参画室(203166)

### 法律相談

とき 7月15日(月)午後1

時～4時  
ところ 市役所市民相談室  
定員 8人(先着順)  
予約受付 7月5日(金)午  
前8時30分～  
申し込み先 まちづくり推進  
課(203158)

### 行政相談

とき 7月4日(木)・7  
月29日(月)/午後1時30分  
～4時 7月16日(火)/午  
後1時～3時  
ところ 4日/市役所市民

相談室 16日/さざんか会館  
29日/トスク本店インフォ  
メーションルーム  
問い合わせ先 鳥取行政評価  
事務所(245541)

### 障害者福祉相談

とき 毎週土曜日 午後1時  
30分～4時  
ところ さわやか会館1階相  
談室(富安二丁目)  
問い合わせ先 さわやか会館  
(273338)